

2020年代に向けた情報通信のあり方

2014年4月22日（火）

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ケーブルテレビの現状

現在のケーブルテレビの役割・位置づけ

日本のケーブルテレビは、発足から60年近く経過。多チャンネル放送や主に地域に密着した情報を配信するコミュニティチャンネル(自主放送チャンネル)に加え、「トリプルプレイ」サービスや無線サービス等も提供。地域に密着した重要な情報通信基盤として、発展

放送

地上波の再送信

難視聴解消

地デジ化対応

VOD (Video On Demand)
(ビデオ オン デマンド)
利用者からの要求に応じて、
映像コンテンツを配信

多チャンネル放送
CS放送等の
専門チャンネルを再送信

各種公共機関等

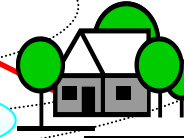
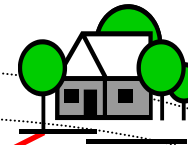
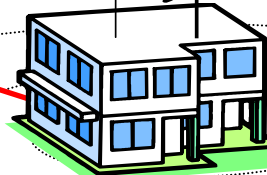
最大160Mbps

コミュニティチャンネル
ケーブルテレビ事業者が
自主制作する放送番組の送信

地方自治体

地元産業界

ブロードバンド・
IP電話 等



ケーブルテレビ局

住民組織

NPO

X放送局

地域

コミュニティ

公共情報サービス
防災、医療・福祉、教育、行政サービス
支援等の住民向けアプリを提供

無線サービス

WiMAX、Wi-Fi、FM放送、
エリアワンセグ放送等の提供

通信

地域に展開した大容量・双方向のインフラを活用し、
地域密着のコンテンツやソリューションまで提供する公共的な総合情報通信メディア

ケーブルテレビの現状 (概要)

約500以上の事業者が、主なケーブルテレビ事業者として全国で事業を行っています。
(その内の主要370事業者が日本ケーブルテレビ連盟会員)

総接続可能世帯数	4,368万世帯
TVサービス総接続世帯数	2,831万世帯
インターネット接続契約世帯数	601万世帯
電話加入契約世帯数	494万世帯
日本の一般世帯数	5,558万世帯

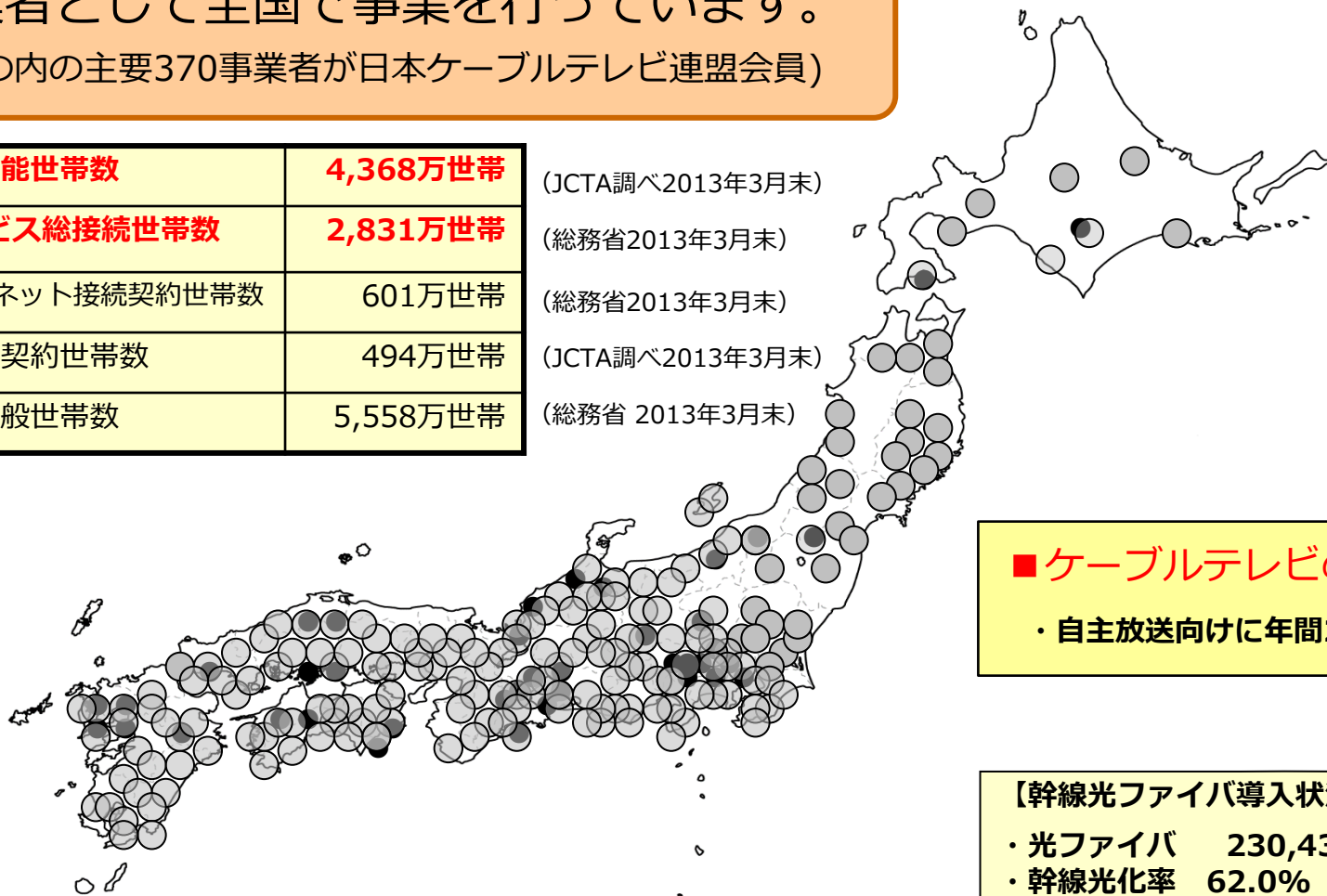
(JCTA調べ2013年3月末)

(総務省2013年3月末)

(総務省2013年3月末)

(JCTA調べ2013年3月末)

(総務省 2013年3月末)



■ ケーブルテレビの番組制作

- ・ 自主放送向けに年間2万本以上制作

【幹線光ファイバ導入状況】

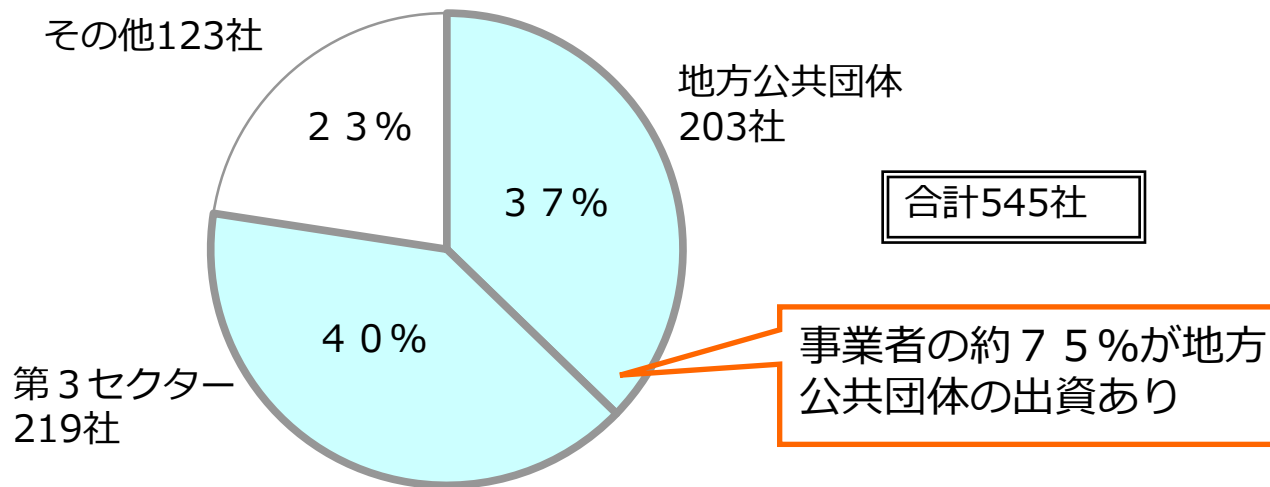
- ・ 光ファイバ 230,435km
- ・ 幹線光化率 62.0%

(総務省2013年3月末)

地域コミュニティとの緊密な関係

- 日本のケーブルテレビの特徴の一つは、当初、地上放送の難視聴解消や地域活性化のために、自治体を含む地域のコミュニティによって設立された事業者が多いこと。
- 現在も運営主体を事業者数で見ると、自治体が出資に絡む事業者が多いが、コミュニティチャンネル等による地域情報の発信など、地域コミュニティとしての結びつきが強い。

ケーブルテレビ事業者への 地方自治体の経営参画



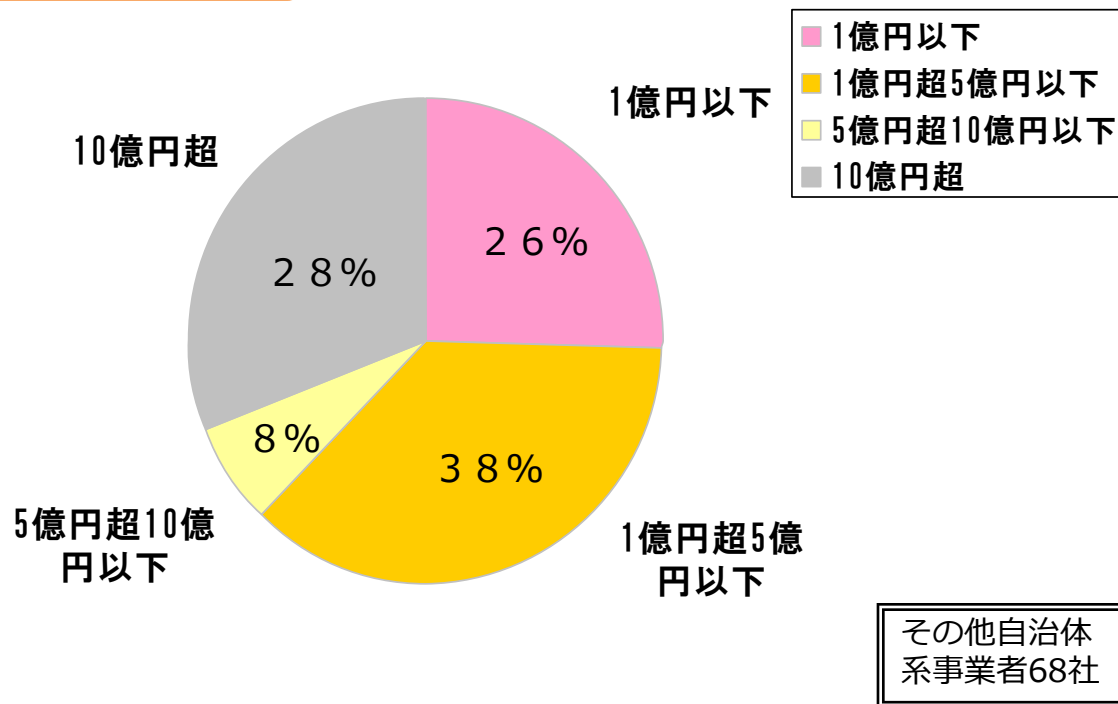
出典：総務省「ケーブルテレビの現状」

(注) 第3セクターとは、地方公共団体と民間企業の共同出資により設立された事業体のこと。

ここでいうケーブルテレビ事業者とは自主放送を行う許可施設ケーブルテレビであり、平成24年度末時点。

ケーブルテレビ事業者の事業規模

資本金別事業者数の割合



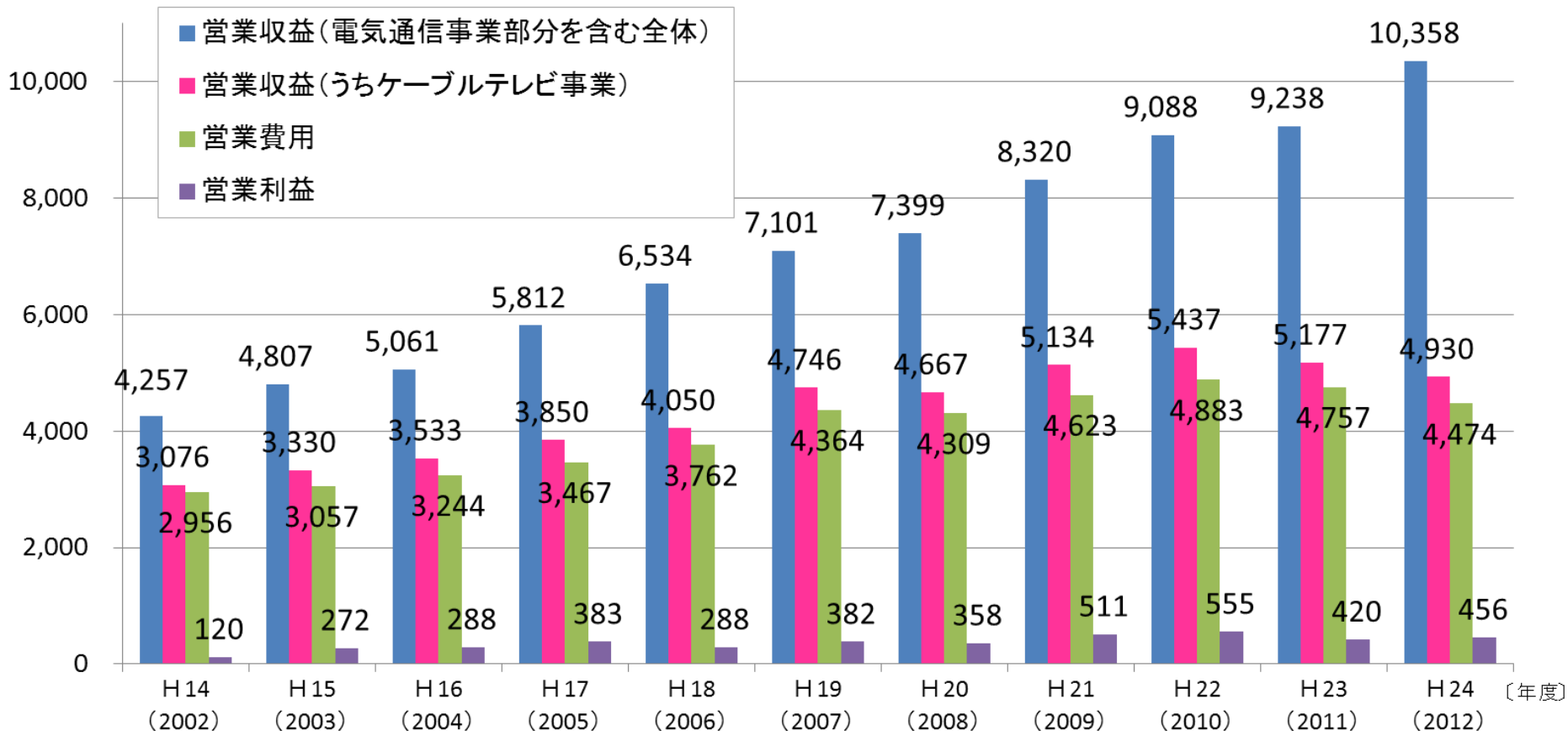
注) ケーブルテレビ連盟会員事業者による

インフラ事業のため、事業規模の割に初期投資が必要で、資本金が1億円超の企業が約75%を占める

ケーブルテレビ事業の売上高の推移

- 過去10年間、ケーブルテレビの市場は着実に成長。
- 平成24年度のケーブルテレビ事業の売上高(営業収益)は4,930億円。
(電気通信事業部分を含む全体の営業収益は10,358億円。)

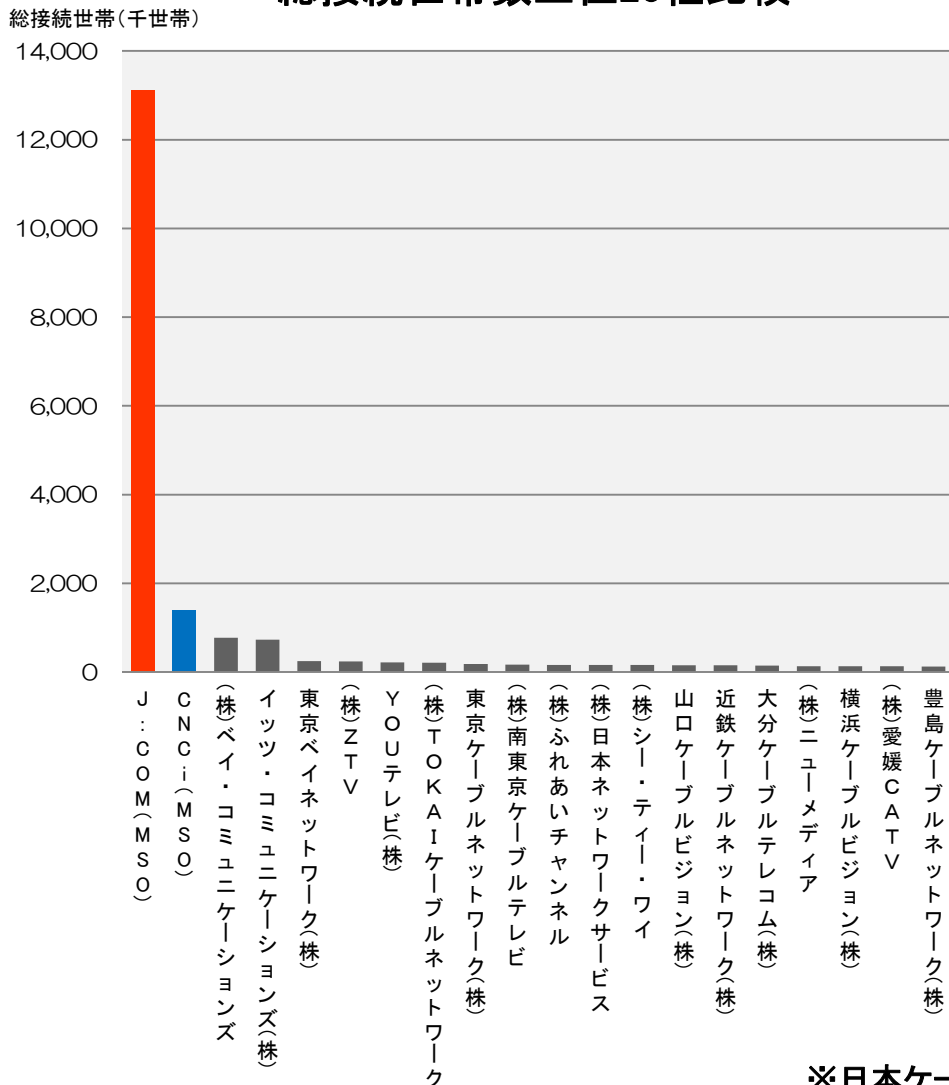
[億円]



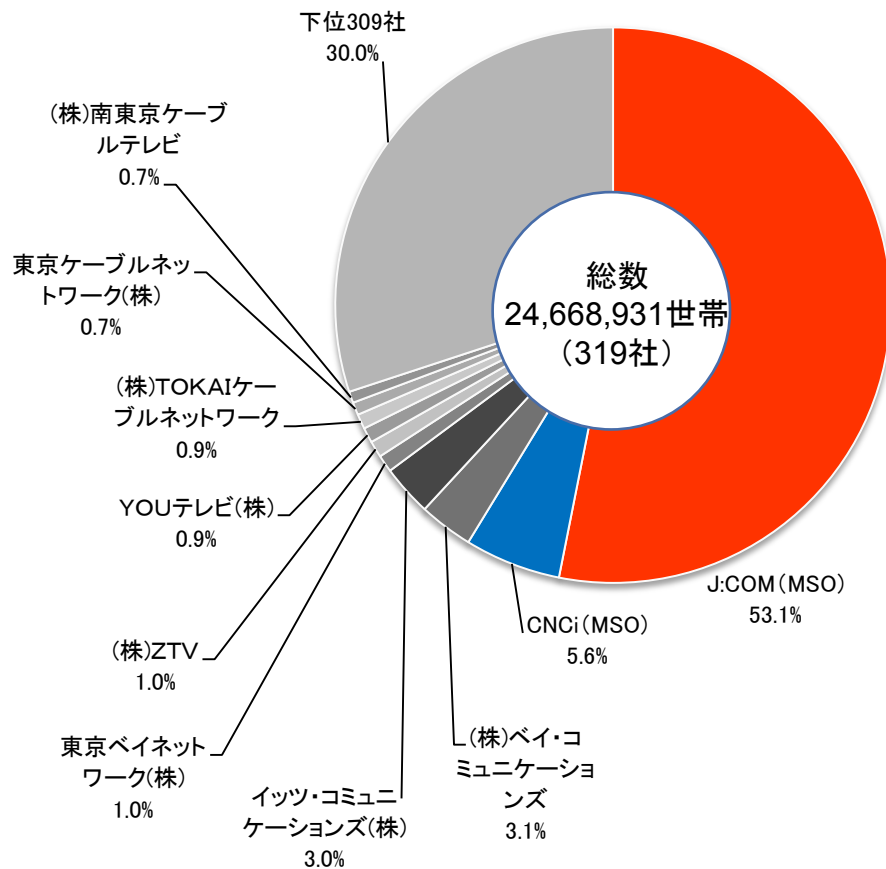
※ 調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者

ケーブルテレビ業界各社の規模比較（総接続世帯数）

総接続世帯数上位20社比較



総接続世帯数業界内比率(319社)



※日本ケーブルテレビ連盟会員情報システム(2013年9月末時点)数値より算出
 ※J:COMグループ、CNCiグループ各局はMSOとして集約

ケーブルテレビ規模別のサービス提供状況 (規模 上位10社と下位10社の差異)

■ : 提供中
□ : 未提供

	事業者名	総接続世帯数	有料多CHサービス (CS)	インターネットサービス (100Mbps未満)	インターネットサービス (100Mbps以上)	固定電話サービス	VODサービス
MSO	1 J:COM(MSO)	13,105,627	■	■	■	■	■
	2 CNCi(MSO)	1,381,866	■	■	■	■	■
	3 (株)ベイ・コミュニケーションズ	775,000	■	■	■	■	■
	4 イッツ・コミュニケーションズ(株)	732,971	■	■	■	■	■
	5 東京ベイネットワーク(株)	247,079	■	■	■	■	■
	6 (株)ZTV	236,457	■	■	■	■	■
	7 YOUテレビ(株)	217,889	■	■	■	■	■
	8 (株)TOKAIケーブルネットワーク	212,843	■	■	■	■	■
	9 東京ケーブルネットワーク(株)	183,000	■	■	■	■	■
	10 (株)南東京ケーブルテレビ	163,713	■	■	■	■	■
			⋮				
非MSO	310 東白川CATV(東白川村)	966	■	■	■	■	■
	311 塩原ケーブルテレビ協同組合	960	■	■	■	■	■
	312 東彼ケーブルテレビ(株)	950	■	■	■	■	■
	313 土佐有線テレビ施設組合	908	■	■	■	■	■
	314 富沢町テレビ共聴組合	615	■	■	■	■	■
	315 五木村	574	■	■	■	■	■
	316 伊達市	470	■	■	■	■	■
	317 (株)庄内社会教育事業センター	237	■	■	■	■	■
	318 (株)日本ケーブルテレビジョン	11	■	■	■	■	■
	319 気仙沼ケーブルネットワーク(株)※	0	■	■	■	■	■

※気仙沼ケーブルネットワーク(株)は東日本大震災の影響によるもの

ケーブル・プラットフォームの取り組み

総務省「放送サービスの高度化に関する検討会」

(2013年5月31日とりまとめ、6月11日公表)

● 4K/8K、スマートテレビを一体として放送開始を前倒し。幅広い産業分野に新市場を創出。

- ① 衛星やケーブルテレビにおいて、2014年に放送開始を前倒し。
- ② 4K/8Kの超高精細な映像技術は、医療・建設等の産業分野への応用も期待される。

- ◆ 4K/8K、スマートテレビ、ケーブルプラットフォームに関し、早期のサービス開始やその普及に向けロードマップを策定。
- ◆ 上記を実行するため、関係事業者等からなる推進体制を整備。

	4K/8K(スーパーハイビジョン)	スマートテレビ	ケーブルテレビ・プラットフォーム
ロードマップ	2013年 「オールジャパン」の推進組織整備 ・24年度補正予算による、放送設備整備	2013年 ① 推進組織の業務開始 ② スマートテレビ対応アプリ開始 ・放送の進行にあわせた情報提供 ・モバイル端末への番組配信	2013年 「プラットフォーム事業者」を立ち上げ ・「IP-VODサービス」の開始 ・30社の参加を目指す
	2014年 : 124/128度CS及びケーブルテレビにおいて、 <u>4K、スマートテレビを一体として放送開始</u>		
	2016年 124/128度CS、ケーブルに加え、 110度CSに放送を拡大。 4Kに加え、8Kも放送開始。	2015年以降 スマートテレビ対応のアプリを拡大 *例: ・セカンドスクリーン連携アプリ ・ターゲット広告アプリ	2014年以降 ・2014年4月からIPリニア放送の試験放送を開始。 ・プラットフォームの機能拡充や、約250社による参加拡大を目指す
2020年 124/128度CS、110度CS、ケーブルに加え、BSに放送を拡大。			
推進体制	「次世代放送推進フォーラム」(一般社団) (略称: NexTV フォーラム) (放送、メーカー、通信事業者等 21社 →今後拡大予定) ・4K/8K放送の実施主体	「次世代スマートテレビ推進センター」 (IPTVフォーラム(一般社団)内に発足(7月)) (放送、通信、メーカー、アプリ開発者等 約60社) ・上記アプリの実現に必要な技術規格を公開。 ・技術規格を遵守するアプリ開発者を登録。 放送局は、登録されたアプリ開発者と契約した上で、 「放送番組関連情報」を開示。	新たなプラットフォーム事業者 設立 (ケーブル連盟内検討会で検討) ・ケーブルテレビ業界全体のプラットフォーム設立に向け検討・推進 ・年内にサービス提供に必要な共通設備を整備。

総務省 資料より

総務省「ケーブル・プラットフォームWG」検討の成果

1. 基本的考え方

多様な事業者による映像配信サービス参入によって、視聴者の高度なニーズへの対応が不可欠となってきた状況の下、ケーブルテレビ事業の更なる発展のためには、できるものから、かつスピード感をもって、共通化が可能な業務については、「プラットフォーム」に集約することにより、効率的かつ迅速に、視聴者の新たなニーズに対応するサービスの導入を図る体制整備をしていくことが不可欠である。

2. プラットフォームの機能

基本的な考え方

- ケーブルテレビ事業者として今後の事業展開に必要な不可欠なサービスに関わるものであること
- 視聴者・ユーザーに対し新たなサービスとして可視化できること
- 個々の事業者に対し過度な設備投資を要求しないこと
- 個々の事業者に対し既存サービス提供システムに重大な変更を要求しないこと

具体的な機能

- ① IP映像伝送プラットフォーム機能
- ② 既存IDの事業者間連携プラットフォーム機能
- ③ 監視プラットフォーム機能
- ④ AJC-CMS機能
- ⑤ お客様管理システム(SMS)プラットフォーム機能

3. 特に整備が急がれる機能

◎IP映像伝送プラットフォーム機能

- ◇IP-VODサービス(多くの事業者による①参画の実現、②参画可能なビジネスモデルの検討、構築)
- ◇IPリニア放送サービス
- ◇IPを活用した監視・制御機能の提供(監視プラットフォーム機能)

6. プラットフォーム整備の時間軸、目標

- 【2013年度中】① IP-VODサービス ⇒ サービス提供を開始し、30社程度が参画
② IPリニア放送サービス ⇒ 2013年秋頃に今後の方針の確定
③ その他の機能 ⇒ できる限り早期に、実現しうる機能から具体化

4. プラットフォームの主体

- ケービステレビ、通信サービスを含めた総合的なサービス提供、より柔軟なサービス提供が可能であること
- 複数のケーブルテレビ事業者により共通設備として運用されている既存のリソースを活用すること等を通じ、より迅速かつ効率的な事業着手が可能であること
- ケーブルテレビによる今後のサービスの高度化を視野に入れた事業を担うことが可能であること
- 参加企業全体の利益を考え、公平で事業計画に整合性が確保されること
- 標準化されたSTBの活用など、技術的な中立性が確保されること
- 全国のケーブルテレビ事業者が参加可能であるなど、オープン性を確保すること

要求条件

- ①IP映像伝送サービスの提供、②IPリニア放送の検討開始、③ケーブルテレビ事業者のための事業を行うという理念と、将来展望を踏まえた具体的なサービスの明示(プラットフォーム事業者としての信頼性の確保＝業界の「公器」となる)

5. プラットフォームに関するルール等

プラットフォーム事業者となる者は、次の要件をすべて満たし、放送法上の有料放送管理事業者として届出を行い、業務の実施方針を策定し公表することとなる。

- ① 有料放送の役務の提供に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務を行う。
- ② ①の契約により設置された受信設備によらなければ①の有料放送の受信ができないようにすることを行う業務を行おうとする。
- ③ 省令で定める数以上(10以上)の有料放送事業者のために上記業務を行う。

- 【2014年度以降】① IPリニア放送サービス ⇒ 2014年4月から試験放送を開始
② IP-VODサービス ⇒ 約250の事業者が参画
③ その他の機能 ⇒ できる限り早期に、PFに機能を実装

新サービス・プラットフォーム推進特別委員会

- ・ ケーブル・プラットフォーム推進WG
 - 2013年 ケーブルプラットフォーム事業者の設置
(有料放送管理事業者の届出完了)
 - IP-VODサービスの展開
 - 2014年 IPリニア放送試験
次世代STBの展開
- ・ 4K/8K推進WG
 - 2014年 4K試験放送
 - 2016年 4K本放送
8K試験放送
 - 2018年 8K本放送
- ・ ID連携検討WG
 - 2014年 業界ID連携基盤の構築
公的個人認証を活用した実証実験
- ・ 人財育成推進部会
 - 2014年 業界横断 人財育成プラットフォームの構築

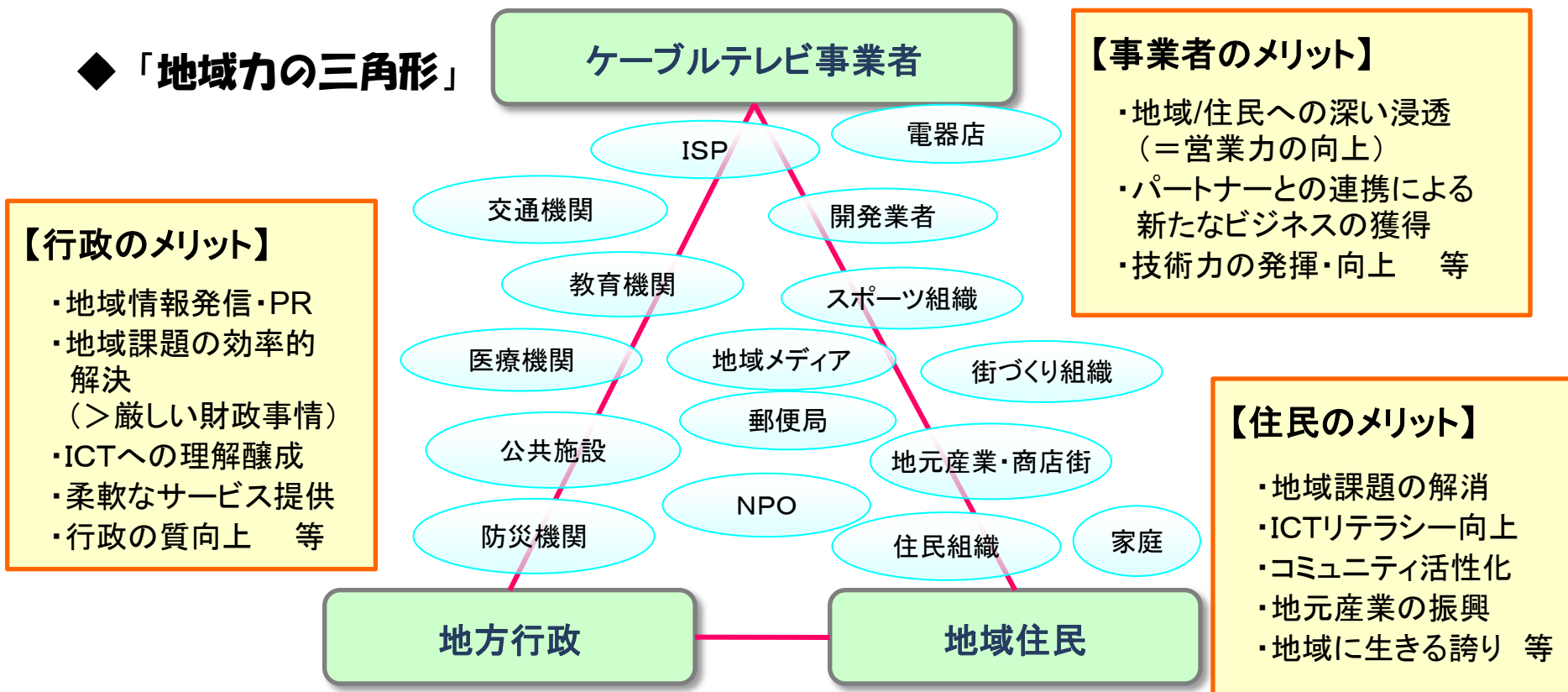
上記に加え、「無線の高速化」「無線と有線のパッケージ市場の進展」に対応した、MVNOおよび地域BWA等の無線の取り込みを本格的検討予定

ケーブルテレビの地域力について

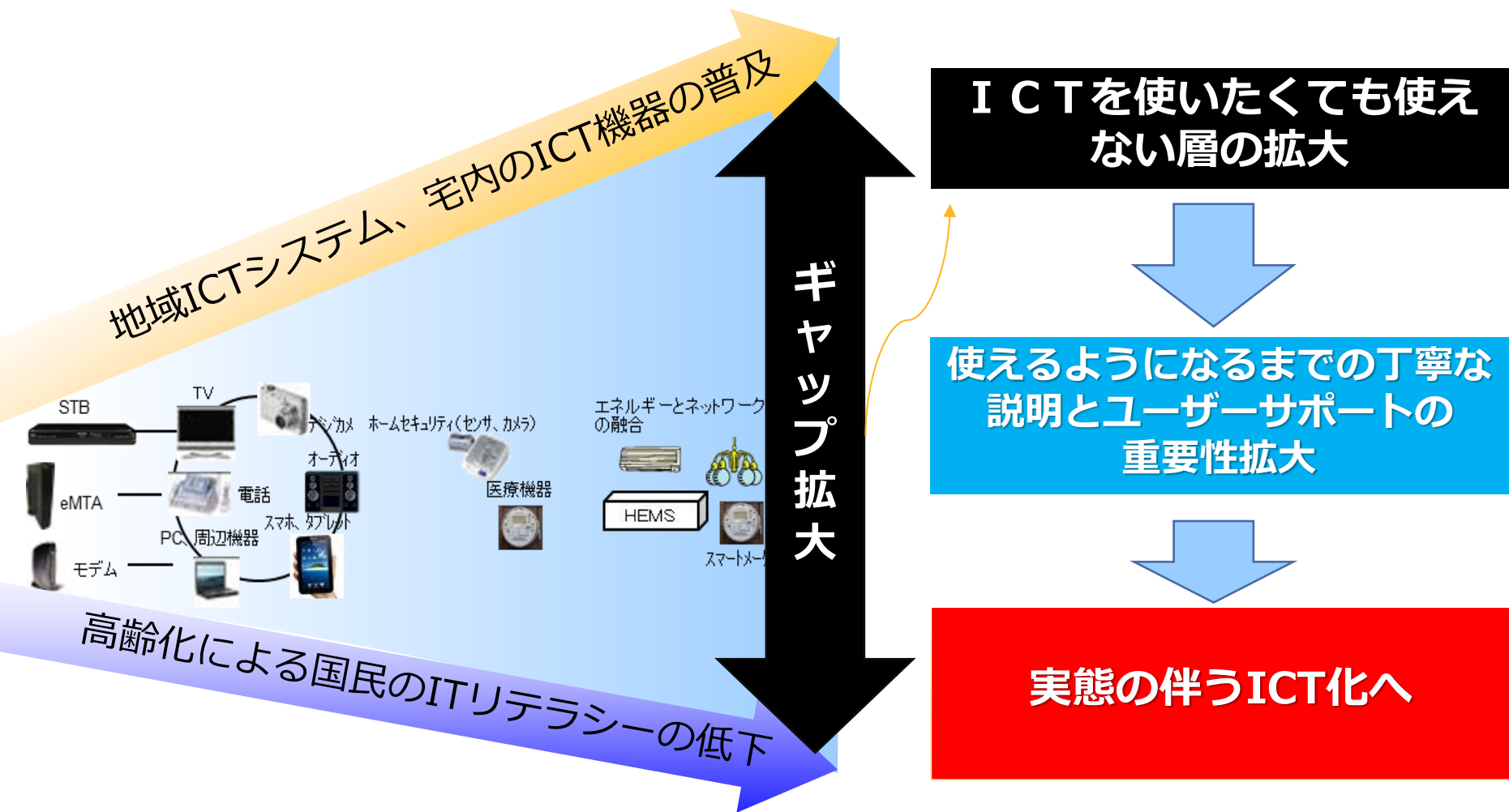
地域力の三角形（地域内連携の重要性）

- ケーブルテレビやICTは、増加・多様化する地域的課題の解決に効果的なツール
キーワードは、「相利共生」、「地域のことは地域で」 > 目指すは、空気のような存在
- 事業者が住民や行政等との橋渡し役となることで、地域にとって最適な「相利共生」関係関係を構築し、「地域のことは地域で」解決に取り組むことが可能に

◆ 「地域力の三角形」



「高齢化」と「地域・宅内ICT化」が同時進行する中における ケーブルテレビの地域力が果たすべき役割



ケーブルテレビは、自治体との強い関係 と お客様宅内にあがり対面で説明できるサポート力により、実態の伴うICT化に寄与

ケーブルテレビ事業者の将来イメージ

- 大競争時代、経済社会の大きな変化の時代、ユーザのライフスタイル変化の時代に、ケーブルテレビ事業者は、「有線テレビジョン放送事業者」以上の存在になる必要。

◆地域力の担い手、地域のスペシャリストとして、

- ① 地域に深く浸透し、
- ② 地域内の諸課題や情報ニーズ、人・モノ・カネの流れに精通し、
- ③ 放送・通信、有・無線、バーチャル・リアル等の幅広い技術を総合的に活用して、

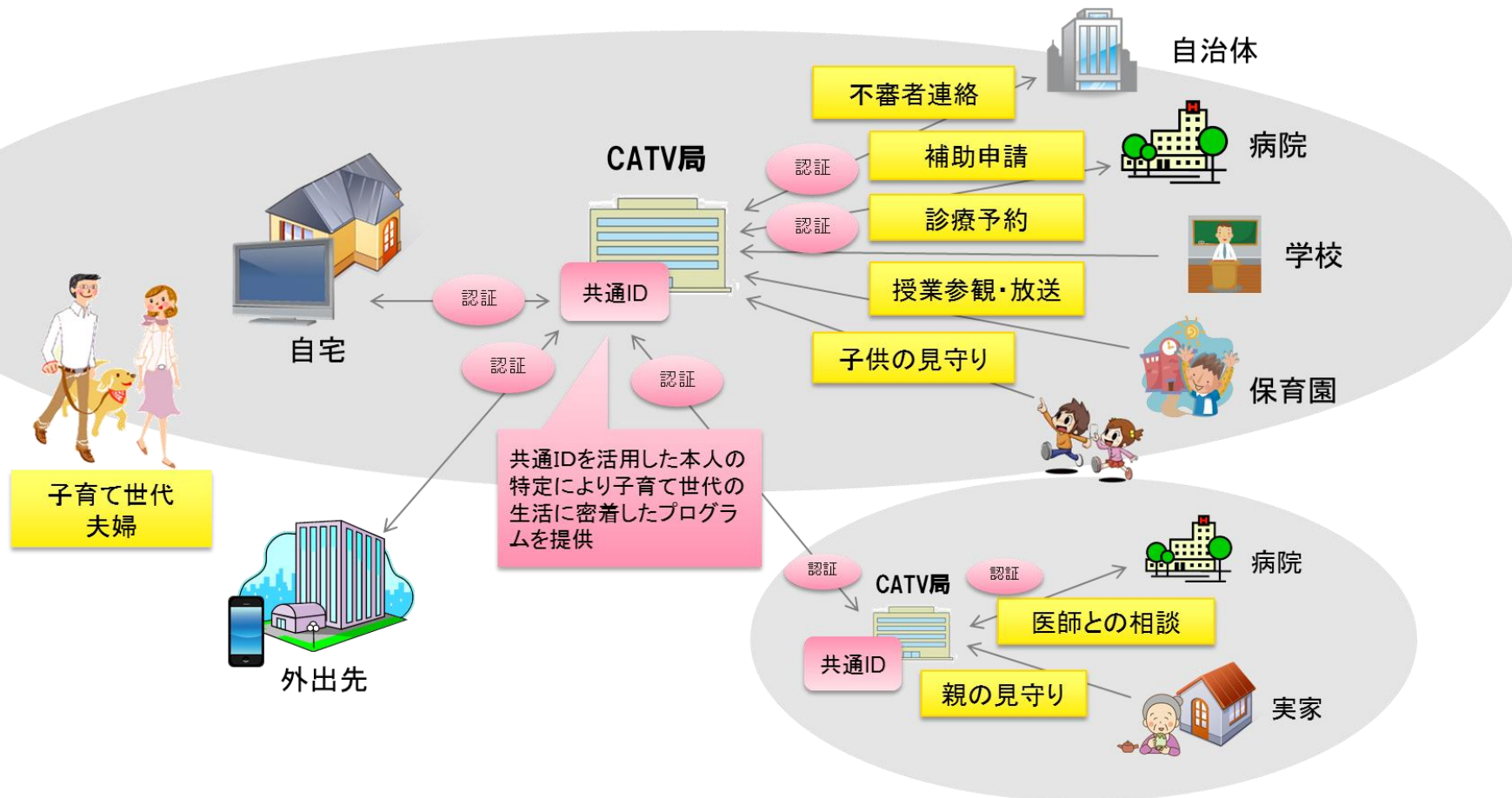
- 地域住民に必要なニュース、教養、娯楽等の多彩な情報入手手段を提供し、
- 地域内の情報を効率的に配信・共有・循環させ、
- 地域の課題解決をICTで効果的にサポートし、
- 地域の資産を活用して内外に配信、人、モノ、カネを動かし、呼び込む



地域の公共的なワンストップの
「情報拠点」、「情報コンシェルジュ」、「情報総合商社」

ケーブルテレビのこれからの役割

《ケーブルテレビ会社の強みを活かした地域機関との連携案》



約2,800万世帯のテレビと繋がっているケーブルテレビ事業者は、宅内にあがって説明できるサポート力と、高齢者にも優しいユーザーインターフェースであるテレビのスマート化によって、今後の日本における実態の伴う真のICT化へ貢献し、社会インフラとしての責任を果たす。

2020年代に向けた情報通信のあり方

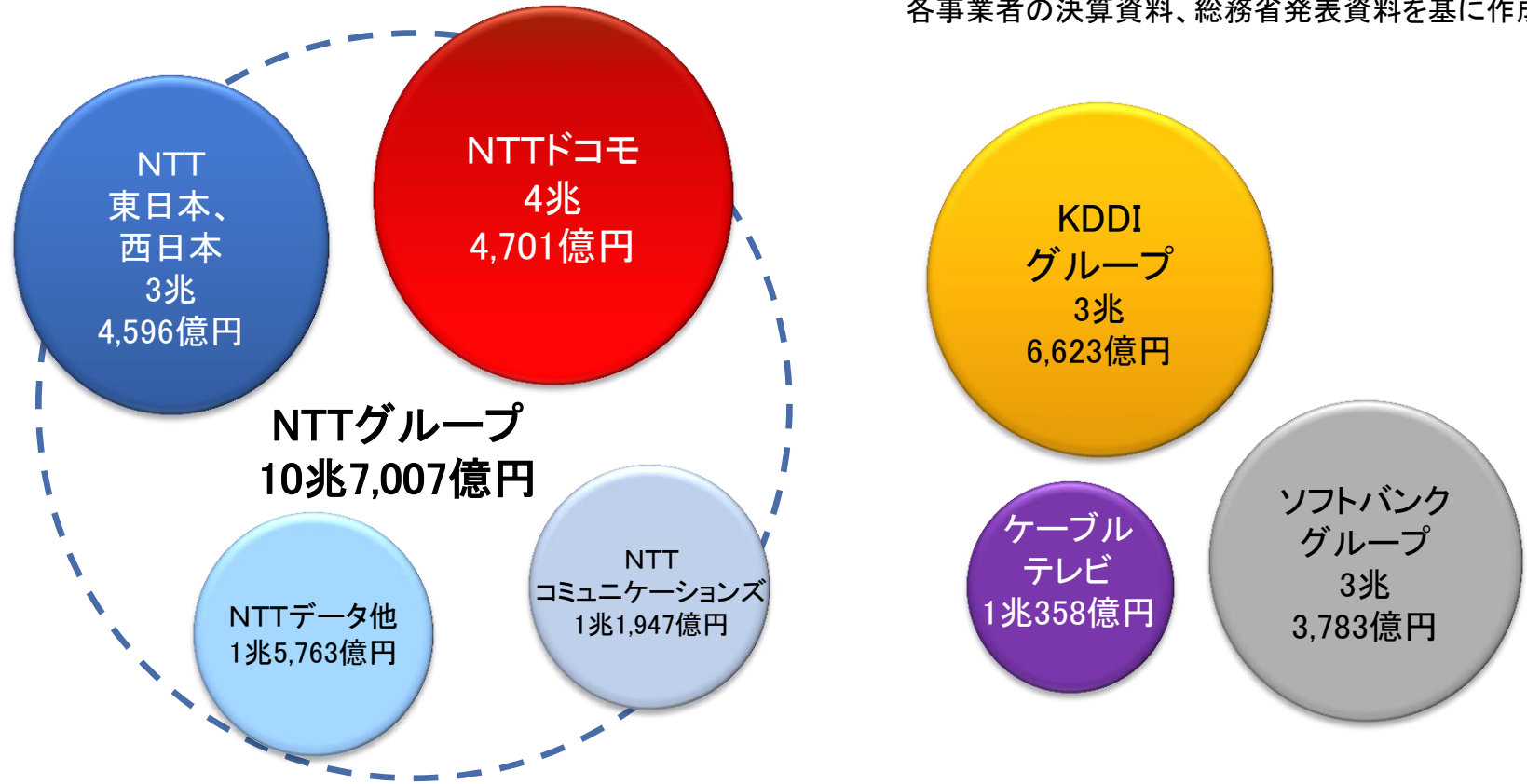
基本的考え方

- 2011年 地上波放送のデジタル化において業界全体として取り組み、一定の成果を挙げたと自負
- 全世帯の半数以上にあたる2,800万世帯がケーブルテレビ事業者のネットワークを通して放送サービスを視聴。重要な社会インフラ事業者として、事業継続の責務を強く認識している。
- ケーブルテレビ事業において、通信サービスの比重が年々増加し、現時点で 50%以上を占めており、放送サービスだけでなく、通信サービスが事業存続に大きく影響する状況
- 地域密着の放送サービスを支えるインフラとして、また、NTTとは別の通信サービスの加入者アクセス網を有するインフラとして、重要な意義があり、地域の自律性・多様性確保のためにも持続的発展が必要。
- しかしながら、今後、有線・無線の融合の進展の中で、中小規模のケーブルテレビ事業者が存続するためには、競争環境における特段の配慮が必須。

競争市場の単位が無線・有線のバンドル市場へ

《主要通信事業者とケーブルテレビ事業者の売上高の状況（2012年度）》

各事業者の決算資料、総務省発表資料を基に作成



① 公正競争の確保：

無線・有線のバンドル市場において、圧倒的規模を有するNTTグループへの「非対称規制継続」および「プロアクティブな公正競争要件確保」が必要

② ケーブルテレビによる無線サービス提供：

無線サービスへの新規参入を促す環境整備（地域BWA、MVNO）が必要

① 公正競争の確保について（その1）

世界最高水準のIT社会の実現は、設備競争とサービス競争の両輪にて推進すべき

NTTグループ

現在も、圧倒的な市場支配力
～固定（FTTH）71.7%+携帯データ通信42.0%



① NTTグループに対する非対称規制は必要
～禁止行為規制の継続

② プロアクティブな公正競争要件の確保
～NTTファイナンスによる「顧客情報」資源
集積を踏まえ、新たな公正競争阻害要因の防止

③ 設備競争は必須

ケーブルテレビ

地域コミュニティDNAによる事業展開
～地域の独自性と『懐具合』に応じ、地域と
共に知恵を絞り、汗をかいてきた

- ケーブルテレビインフラの構築
- コミュニティCh・地域コンテンツ
- Internet・電話サービス
- 地域密着・自治体連携サービス

JCTAによる
かじとり

【熟成と更なる進化】

★既存HFC利活用とFTTH投資

★無線サービスへの取組み

★プラットフォームの構築

★地域総合メディアへの進化

2020年代に向け求められるのは、多様性。

全国画一的なサービス だけでは、世界最高水準のIT社会の実現は成し得ない。

ケーブルテレビは、熟成し進化する『地域コミュニティDNA』で、地域の公共福祉増進に寄与。

① 公正競争の確保について（その2）

映像事業



346万
契約者数

モバイル事業



6,154万
契約者数

NTTグループ連携による
セット提供の実現で・・・

固定ブロードバンド事業 (FTTH)

NTT東日本 NTT西日本



1,730万
契約者数

NTTファイナンスが蓄積した
「顧客情報」資源を用いた
一気呵成なプロモーション

モバイル事業をコアとした、

- ① 固定系ブロードバンド事業（FTTH）の圧倒的な市場支配力の形成
- ② 地域連携が弱まった映像事業の進行



- 設備競争やサービス競争の終焉
- 画一的なサービスによる地域の公共福祉の減衰

①公正競争の確保について（その3）

JCTAが加盟事業者（370事業者）を代表して
事業者連名で要望書を提出

**NTT独占回帰につながる政策見直しに反対
65事業者・団体が連名要望書を総務大臣に提出**

- ★「2020-ICT基盤政策特別部会」において、多様な事業者による競争を通じて、国民利便の確保を図る観点に立ち、十分な検討・必要な措置を講じていただくため、本日、移動体事業者、固定事業者、CATV事業者、DSL事業者、ISP事業者、MVNO事業者などの競争事業者（65事業者・団体）連名の要望書を総務大臣宛に提出しました。

【連名65事業者・団体】

移動体事業者・固定事業者・CATV事業者
DSL事業者・ISP事業者・MVNO事業者他

②ケーブルテレビによる無線サービス提供

1. 地域BWAの活用 (3/25電波政策ビジョン懇談会での意見)

- システム高度化により活用の可能性
- 業界内で成功事例があり、新たに参入意向を表明しているところもあり
- 従来の「個社単位での取り組み」を「業界全体での取り組み」へ
- 自治体との連携を踏まえ時間が必要 (2年程度)

2. MVNOの活用

- 無線の高速化
- 地域の発展に寄与するために「有線」+「地域BWA」+「MVNO (データ+音声)」を、全世帯の半数以上にあたる2,800万世帯と接続するケーブルテレビ事業者が行うことは必要
- 昨年後半より、一部ケーブルテレビ事業者が提供開始
- ケーブル・プラットフォーム+有線インフラ最大活用+MVNO
= 低価格の音声・データ (スマホ) サービス

まとめ

▶ 公正競争の確保

- 禁止行為規制の継続
- 大手通信事業者の行き過ぎたキャッシュバックの規制

▶ 設備競争の確保

▶ 無線サービスの新規参入を促す環境の整備

- 地域BWAの継続
- MVNO促進